

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係るヒアリング（11）

2. 日時：令和5年9月13日（水）15時00分～17時00分

3. 場所：原子力規制庁10階会議卓A（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

荒川安全管理調査官、伊藤主任安全審査官、島村主任安全審査官、
中澤安全審査官、澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部 次長 他8名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 技術副主幹 他2名

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

環境技術開発センター環境保全部 次長 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

資料1：「放射性廃棄物処理場における設計及び工事の計画の認可申請（その9）」（第3回審査会合（案））（処理場228-1）

資料2：「放射性廃棄物処理場における設計及び工事の計画の認可申請（その9）」（審査会合コメント回答）（処理場228-2）

資料3：設工認その9に係る審査会合コメントNo.6,7,8,9回答（処理場228-3）

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、ではこれから、処理場のヒアリングを始めさせていただきます。で、今回の主な内容は、次回の第3回で、新しく取り扱うメインのラインになりますけれども、
0:00:17	一斉と火災に関する編についての審査について、今回発表内容統合。
0:00:28	確認させていただくということになります。また、第2回目の審査会合のコメントに対する回答につきましても、概ね出揃っていると認識しておりますので、
0:00:42	それについても、順番に説明をしていただきますけれども。
0:00:46	まず、一斉火災伊勢とか清分けた方がいいですかね。
0:00:51	うん。はい。じゃあ、一斉についての説明をお願いいたします。
0:01:00	はい原価兼処理場の横堀です。それでは資料ですね処理場に128例お送りしております。資料について、まず溢水の方ですね第4編の方からご説明をさせていただきます。
0:01:19	ページめくっていただきまして6ページから説明させていただきます。6ページが表紙でございまして第4編で管理区域外漏えいを防止対策及び溢水防止対策ということでご説明をさせていただきます。
0:01:33	まず7ページ、申請の概要ですけども、こちら施設、記載の通りで、アンダーバー入れているところが該当施設ということで主に液体廃棄物の廃棄設備と、
0:01:44	あと建屋系が該当するというものでございます。
0:01:49	8ページ以降に、
0:01:51	まずですね前提となる溢水の影響評価ですね、こちらを行っておりますので、評価の説明をさせていただきます。
0:02:00	8ページの通りですね、評価の概要としましては、原子力発電所ですね内部溢水影響評価ガイド、こちら溢水ガイドですけども、こちらの評価プロセス、これを参考にしまして評価をしております。
0:02:15	正しいですね評価、溢水ガイドにつきましては、
0:02:19	重要度が特に高いような安全機能を有する系統、そういったものの冷却や、そういったものをですね、対象とした。
0:02:29	評価ということでもございますので、処理場にはちょっとそういった重要度の特に高い安全機能を有するような系統施設ございませんので。あくまでこのプロセス評価プロセスを参考として、
0:02:41	評価を行っているというものでございます。
0:02:46	ですね表の一番下に評価結果とありますけどまず結論から申し上げますと、
0:02:51	評価の結果ですね、処理場としましては第2廃棄物処理棟の、ホット機械室で溢水が発生した場合ですね、の没水が、一部ですね、その堰の高さを超えて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:04	隣接する、ディーゼル発電機室側に流入する恐れがあって、このディーゼル発電機自体が没水するという恐れがありますのでそこを確認しております。
0:03:14	また各建屋に設けるですね地下ピット式のような塗装関係ですけども、こちらはスロッシングの影響で溢れ出るかどうか、そういったところの評価を行っております、
0:03:28	スロッシングの影響によって、上層から溢水するという事はないことを確認しているというものでございます。
0:03:35	設工認申請書のほうに記載はしておりますけれども、
0:03:39	すべての安全施設に対して、評価というかですね。
0:03:46	処理場の場合にはですね基本的なほとんどの施設がですね、停止するとですね、処理は沈静化に向かうということもございまして、そういったことも考慮して、
0:03:57	評価の方確認を進めていったというものでございまして。9 ページ。
0:04:04	ありまして、
0:04:06	溢水防護対象設備の選定になります。こちらですね。
0:04:11	処理場における各処理設備、第 2 廃棄物処理棟のセルを除きますけれども、こちらはですね通常処理中のみですね、系統内、それから設備内ですね、施設内、これを負圧に維持する必要がありますけれども、
0:04:26	処理後は通常もですね、基本デイリー運転で、
0:04:29	設備を停止しまして、設備自体で閉じ込め機能を確保しているようなものでございます。仮にですね処理中に、配電盤等が溢水の影響を受けて設備が停止をしたとしてもですね。
0:04:41	処理は、自然に沈静化に向かうと。
0:04:44	ということで通常停止と同様に閉じ込め機能が確保されるというものでございます。
0:04:50	また処理設備については、
0:04:52	堅牢な構造であったりとか、あと配置上課題があったり、そういったもので没水の恐れはないというものでございまして、ガイカクも先ほど申し上げた通り堅牢な構造になってございまして、
0:05:05	被水により安全性を損なう恐れはないというものでございます。
0:05:10	一方で第 2 廃棄物処理棟の政府に関しましては、こちらは 24 時間セル内を負圧に維持する必要があるということになりますので、
0:05:19	この表の 4-2 ですね、の 2 通りですねセルの排風機関係、それから配電盤類、また商用電源を喪失した場合にセル排風機に電源を供給する、ディーゼル発電設備がございまして、
0:05:33	そういったものをですね、防護対象設備として選定をするというものでございます。
0:05:39	こちらは許可の段階の整理から、内容は変わっておりません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:44	こういったところが、防護対象設備、機器として選定をしたと。
0:05:48	するというものでございます。
0:05:50	続きまして 10 ページになりますけれども、溢水防護の区画の設定になります。こちらにつきましては、先ほどご説明した防護対象機器、
0:06:01	が設置されている室ですね、そういったものをですね、溢水防護区画として設定をしております。この表の通りですね、別途セル排風機の配電盤や電源設備を設置しているホールド機械室。
0:06:16	それからセル排風機自体を設置しているホット機械室、それからD電ディーゼル発電設備を設置しているディーゼル発電機室と、ここが溢水防護区画ということで設定をしております。
0:06:29	またガイドに基づきまして、そこへのアクセスルートを図面で示したものになってございます。
0:06:37	続きまして 11 ページになります。
0:06:39	ベース溢水の評価結果になります。
0:06:44	まずですね、ということで、溢水防護区画内の評価になりますけれども、こちらはすべて水源を選定しまして冷却水であるとかろ過水消火水とかですね。
0:06:58	そういったものをから、
0:07:00	溢水量を算出しておりますので、その隣の没水高さというものを、これは溢水量とあと面積でその没水高さがどのぐらい没水するかというのを評価しております。
0:07:13	それに対してその右側の機能喪失高さ、ここを超えると、スズキ自体が没水してしまうと、というような高さになりますけれども、そこを
0:07:23	示したものになっておりまして、
0:07:26	ここの、
0:07:28	AというものがBを超えなければ、没水の恐れはない影響はないということで、評価の結果はすべて問題なしということで、評価を行って確認をしております。
0:07:40	続きまして、Bのところその下の表ですけども、溢水防護区画外。
0:07:45	溢水が発生してそれが流入してきた場合の評価になってございます。
0:07:51	こちらは主にろ過水系が着水源。
0:07:54	輸入元の 1 水源となりますけれども、
0:07:57	それに対して
0:08:00	隣接する溢水防護区画外からの流入量を算出してございます。
0:08:07	でこれに対して没水の高さと、あと機能喪失高さも同様にですね、算出をしております、
0:08:15	その中で、一番下のですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:19	ちょっとわかりづらいPB1F-2 というところ、これがディーゼル発電機室になりますけれども、
0:08:26	ところがですね、ホット機械室の隣接する部屋になるんですけれども、ホット機械室のからのですね、流入、
0:08:37	両方に対して、没水高さを評価すると。
0:08:41	一部ですねその間の席、扉の下になるんですけどもその堰の高さを、
0:08:47	没水高さが超えるということを確認しましたので、ここが評価上NGになるということで、また別途説明しますけれどもここに対して、
0:08:58	工事、お席のかさ上げ工事を行うということで今回申請を行ってございます。
0:09:05	続きまして 12 ページになります。石井アクセス通路になります。
0:09:10	アクセス通路に関しましては、
0:09:13	ところの現場操作が必要な設備、ろ過水のポンプであったり冷却水のポンプ、アドベンであったり、そういった部分でそれぞれ設置場所、それから、
0:09:24	アクセスの区画ですね、主に教室数であったりとか、屋外からアクセスするようなところになってますけども。
0:09:32	それらに対しまして、
0:09:35	A水源と高さを評価して結果としては問題ないということに、の評価をしてございます。こちらについては、歩行に影響のない水位ということで、約 0.3 メートルと設定をしております。
0:09:50	それからですね、
0:09:53	※の 2 のところですね、2 階のコールド機械室においては、
0:09:58	没水高さが最大となるですね、水源による没水高さを 0.01 メートルとしてございます。
0:10:08	あとですね※の 3 ということで書いておりますけども、こちら冷却水ポンプ宇和勤務時間内のみの運転ということで、漏えい時は隣接する教室の作業員が速やかにこれは各地で来まして、
0:10:20	ポンプ停止操作を行うことができるということで、こちらはですねバーセントしております。それから
0:10:27	上水元弁こちらについてもですね、
0:10:31	屋外ということもございまして、こちら評価としては高さ等の評価なしで、%しておりますけども結果として、アクセス通路については影響ないということを確認してございます。
0:10:43	続いて指標の 4 ポツ 5、スロッシングによる溢水評価の結果ということで、こちらのカクウ立山第 1 廃棄物処理棟から減容処理棟でございます。そこに設置しているですねピット式の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:57	貯層をがごさいますけれども、それぞれに対して南北方向東西方向それぞれ、
0:11:04	地震等によるですね、水、
0:11:07	スロッシングですね、こちらの評価を実施しております。
0:11:11	水面貯槽の巣縁の高さ、それから最大量を、
0:11:17	ですねは影響入れた状態。
0:11:19	での評価をしておりますしてそこから最大量を入れた状態の中で、
0:11:26	スロッシングにより波が発生する。その波の最大の高さ、バーが縁を超えなければ、
0:11:32	溢水はないと、どのような評価をしておりますして、こちらすべての施設について、普通の高さを超えることはないということを確認してございます。
0:11:41	13 ページになりますけれども、以上の評価からですね、
0:11:47	溢水防護措置が必要かどうかということの要求の確認を行っております。
0:11:54	まず防護対象をとしまして、セル排風機の配電盤、それから電源盤、それからLPの手元盤ですね、これらについて没水と被水。
0:12:05	のをどうかという確認をしておりますして、
0:12:09	結果的にですね、
0:12:12	没水溢水の有無、ということで被水の方が影響があるということでこちら被水の方は処置が必要と。
0:12:21	どのような評価になっておりますけれども、こちらの被水この被水について対策につきましては、
0:12:29	まず当該設備ですね、クラス分類としては3の設備で、溢水防護ガイドに基づくですね、内部溢水に対する防護措置は不要ということでございます。ただしですね。
0:12:42	こちら設備、配電盤等の直上を及び直近に配管が敷設されているということで、こちらについては配管からの被水に対してカバーを設置するというので、
0:12:54	こちらはですね設問にその6で、
0:12:57	実際にカバーを設置する工事を行っておりますして、完了しておるものでございます。
0:13:04	なおですね防護区画内の配管につきましては屋内環境をということ等を日常巡視等で開館を毎日確認をしまして配管の健全性というのを確認してございます。
0:13:15	これで配管自体が破損するリスクってのは極めて小さい。
0:13:20	あまり環境が悪いところはないということでございます。
0:13:24	続きましてセル排風機ほっとき回数ですけども、こちらもですね評価先ほどの評価の結果没水はなしということで、被水についてもですね。
0:13:35	衛藤。
0:13:36	こちらはですねまず、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:38	当該排風機今直上直近に敷設された配管がないということ、それからセル排風機本体が設工認その4で、申請を行って工事を行っておりますけども、
0:13:49	火災防護の観点からですね構成のボックスでセル排風機自体を負っておりますので、
0:13:56	こちらの新たな対策は不要ということで確認をしております。
0:14:02	続きまして最後ディーゼル発電設備ですけれども、こちらはですね、まず没水なんですけども先ほどのご説明の通り、かなりの、隣接する部屋からの流入で没水すると。
0:14:15	ということで、こちらは措置が必要ということで、今回設工認を実施して行わさせていただきます。いただいておりますけども。
0:14:23	隣接するところに席を設けております。その席上回ってしまいますので、
0:14:29	その嵩上げ工事を実施することになってございます。
0:14:34	被水につきましては、
0:14:37	統一系統における単一の機器の破損ということで、こちらですね系統及び機器は健全なものと仮定するということがガイドに基づいてそういった仮定をしております。
0:14:50	ディーゼル発電機室の1水源ですけれども、こちらはですねディーゼル発電機自体の、冷却のための循環水がその部屋にありまして、この配管が破損して溢水が発生した場合ですね、ディーゼル発電機自体影響はありますけれども、商用電源への影響はないということで、
0:15:10	SL排風機の運転は継続されますので、安全機能に影響を及ぼす恐れはないということで、工事は不要ということにしております。
0:15:21	以上が溢水の評価に係る説明になります。続きまして14ページになります。
0:15:28	1回ここまでで、一足お願いいたします。ここまでで質問等ありますでしょうか。
0:15:37	規制庁の荒川ですけれども、まず8ページ9ページあたりだと思うんですけども、9ページの説明の中で、
0:15:49	防護対象機器の選定については、これ許可で済んでるって話があったんですけど。
0:15:56	それは、確認ですけど、そういうことでよろしいですか。
0:16:02	はい。処理場のヨコボリですけれども、はいこちら許可段階の審査会合の場でもご説明をしておりますのでその中でですね、処理場のところでは第2廃棄物処理棟のこの24時間。
0:16:15	関係をしなければいけない。そういったところが、
0:16:19	防護対象になるということで整理をかけておまして、実際の許可書の添付書類8の方でも、溢水に係る記載、節、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:31	施設ですね、詳細なところの記載の中で、溢水のところで触れているところは、
0:16:36	第 2 廃棄物処理棟のこのセル排風機とその配電盤、それから、
0:16:40	ディーゼル発電機設備ですね、そこについて、溢水対策を落ちるということを許可上記載をしているものでございます。
0:16:49	はい。弁護士ですけど、表の 2 に書いてある、対象機器がこれが添付 8 か何かに書かれてるっていうことでよろしいですね。
0:17:02	はい。こちらの表の 2 位の中に記載しているのは、岩手館の方には、もう少しぱくっとした形というかですね、シェール排風機、それから配電盤。
0:17:15	それからディーゼル発電設備、そういった形の記載で、
0:17:20	この細かくNP、
0:17:22	お手元版とかですね、そういったちょっと細かな記載まではせ、許可の中でしてないんですけども、その中に含まれるものとしてこのLP手元版とかそういったものが実際にありますので、
0:17:33	それをここで詳細化をしているというものでございます。わかりました。
0:17:38	許可との関係で、整理して欲しいなと思っていて、許可はこんなふうに書いてあって、
0:17:47	それを踏まえると、設工認で、1000、防護対象機器はこうなりますっていうふうに書いて欲しいんですね。
0:18:01	はい処理場ヨコボリ承知いたしました。その旨がわかるようにちょっと記載を改めたいと思います。SD少し工夫してもらってっていうことかなと思ってます。
0:18:11	それと、この溢水でまた重要になってくるのが、対象機器の話とともにですが、水源なんですけれども、溢水原因については、
0:18:24	これ許可でどこまでやられてます。
0:18:35	あ、はい。処理場のヨコボリですけども、許可だ処理場の許可団体の時の議論等も含めてですね 1 水源までは細かく議論というかですねしてないのが現状でございます。
0:18:50	わかりました。そうすると、設工認で 1 水源の特定から始めなきゃならないと思っています。
0:19:07	はい。承知いたしましたおっしゃる通りですね確かにここの部分、許可上明確に水源がこれこれっていうものはございませんので、ちょっとその部分、今井水源、ここに表で記載をしておりますけども。
0:19:22	すべて網羅的にですね、
0:19:25	確認をした上で、この水源ということで、その特定の部分をちょっと追加をさせていただきたいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:35	これは今日PowerPoint見せていただいていますけど、申請書上はどうなってますかね。
0:20:01	衛藤すいません処理場のヨコボリですけども、一応
0:20:07	設工認申請書のほうではSEの評価に関する説明書をつけておりました、添付の2をつけておりました、その中でですね、一応溢水元の抽出結果、それから、
0:20:20	その流入、溢水の流量とかですね、そういったものの一覧はおつけしております。
0:20:27	結果から始まっちゃってますかね。
0:20:48	評価。
0:20:56	はい処理場のヨコボリですけども、まずですね、主そうですね抽出結果という形でお示しておりますんで。
0:21:06	一応
0:21:09	想定されるもの、冷却水配管であるか手元の水蛇口も含めてですね、そういったものですかから一応抽出、ただし
0:21:22	衛藤 1 水源の、
0:21:24	1 というかその部屋ですね、あそこの防護対象の機器があるフェアーにある配管関係、そういったものを抽出をしております、またその中で、
0:21:35	排水の可能性として例えば勤務時間内のみ通水をしているものであったりとか、時間ないとは内外問わず常時いつしてるものとか、そういったところの条件等も考慮して、
0:21:49	充実はしているというものになってございます。ただその 1 水源を重視したような資料とかっていうのが、フェーズ 1 の中に入ってるんでしょうか。
0:22:04	はい処理場ヨコボリですけども、水源を滑って図示したような図面までは、現状を申請している申請書には、
0:22:14	見えておりません。なるほど。ちょっと、どういう説明をしていくかだと思うんですけども、やはりですね、守るべき設備。
0:22:28	に対して、周りにどんな水回りがあるっていうんですかね。水源 1 水源として考えなきゃならないかもしれないものがあるっていうのを、
0:22:41	まず全部出してもらう必要があると思うんですよ。
0:22:44	その上で、こういう考え方で、ここの 1 水源は、評価の対象から外すとかね、そういう少しプロセスが見えないと、結果こうですっていうだけだと。
0:22:58	これなかなか審査にならないので、そういうちょっとまた工夫が要るかなって気がしますね。申請書にないのであれば、補正になってくるような気がしますね。
0:23:10	はい。
0:23:13	はい処理場ヨコボリです。承知いたしました確かにおっしゃる通り今結果だけお示してるような状態でございます、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:21	そのプロセス数がちょっと読める申請書になってないところがございますので、
0:23:27	そちらちょっと補正をさせていただいて、しっかり対応させていただきたいと思えます。そうですね。認識していただいて、これはまた、表の場とかでもですね、願うような形になるかと思えますけれども。
0:23:43	はい。あと、ぱっと技師今まで聞いていて気になったのは、スロッシングであります。
0:23:51	スロッシングについても、結果が出てる。
0:23:56	ですけども、これ何か、計算コードを使って評価されているっていうことですよな。
0:24:06	はい。こちら処理場ヨコボリですけども、衛藤。
0:24:10	田井さん行動をまでは、使っていないんですけども、まず
0:24:16	速度ポテンシャル理論とかですねそういったも能の評価の考え方を、
0:24:22	参考にしまして、
0:24:24	実際の評価を実施しております。実際の建設省の告示に定める加速。
0:24:32	そうですね応答スペクトル、そういったものから算出された値を使って、
0:24:37	後でも貯槽の寸法感を考慮して形形状も考慮しまして、評価を実施しているというものでございます。
0:24:47	終わりましたてわかりました。
0:24:48	申請書を見ると、その計算の経緯みたいなものが見えてくるので、申請書は何かこんな感じでよさそうなんですけど、ここはポイントの資料ですね。
0:25:03	これスロッシング、どうやって導き出して計算したのかって言うのは少しわかるようにしといてもらうといいかなって気がします。杉山委員とか、見るとですね、何コード使ったんだって、実用炉とか試験、
0:25:19	他のプラントのことを比べるとですね、
0:25:24	causeじゃないかっていうふうに思ってたと思うので、これ計算でやりましたっていうのがわかれば、十分だと、しっかりやってることがわかるように、パワーポイントの方を工夫してもらえばと思います。
0:25:37	はい、首藤横堀です。承知いたしました。ありがとうございますちょっとパワポに工夫して追記をしたいと思えます。
0:25:53	規制庁嶋村です。ちょっと今スロッシングの話が出てます。ふうん。
0:26:01	ついでになんですけど今回一斉ガイドを参考に、
0:26:08	見られてるということなんですけど、溢水ガイドには、地震で配管が壊れて、
0:26:18	Ssが作用したときに、BクラスとかCクラスの配管が壊れるということを想定しろというふうにしてあるんですけども、この処理場の地震による、
0:26:33	配管の想定ですから、それについては考慮はされていないんでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:49	はい。処理場ですけれども、数に対するというところですしけれども、ガイドはですねあくまでこれは発電炉を原子炉とかそういったところをの、
0:27:04	もので処理場の場合非常にリスクが低いところもございますので、
0:27:09	配管等はですね、処理場の場合には各施設をほぼほぼす、耐震Cクラスの設備施設になっておりますので、
0:27:22	Ssに対して破断するとかですねそういったところの評価というかですね、そこまでは実施しておりません。
0:27:31	はい。規制庁嶋村ですけど今回1水源として想定したこういう
0:27:44	ろ過水配管とか強消火水配管とか、
0:27:48	と思うんですけれども。
0:27:53	こういう、この配管はあれですかねし、Cクラス。
0:27:57	耐震し、
0:27:58	宇和Cクラスということでよろしいですか。
0:28:02	ちょっとノンクラスのものも、
0:28:06	ないものっていうのはないですか。
0:28:09	処理場のヨコボリですけれども、ユーティリティ系の配管ですので処理場の場合基本ノンクラスのものになっております。
0:28:20	ただガイドに基づいてですね低エネルギーの配管として、破断。
0:28:25	するというような貫通クラックの考え方で、
0:28:29	別途破断するものとして評価を行っているというものでございます。
0:28:33	うん。
0:28:35	うん。だから、ノンクラスってということだと、地震が来ると
0:28:43	基本的に壊れるっていう想定だろうと思うんですけど、だから、地震で壊れたときにこのセル今回、防護対象設備としてセル関係の、
0:28:59	機器ですかね、
0:29:04	そうですね、閉じ込め機能というのは、
0:29:08	保たれるということなんでしょうか。
0:29:17	はい。今回の評価に関しましては、地震今あと地震等も含めてですね、その配管がもう破断するというのでその破断したものからの、
0:29:29	流入量を評価をしましてそれによる没水、それから被水の影響評価を実施しております。それらを評価した結果として、
0:29:41	流入量を超える没水ディーゼル発電設備の没水の影響の恐れがあるということで、そこについては堰のかさ上げをするというような形で、確認をしているものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:54	はい。失礼いたします。今回想定されたのは、おそらくその何ていうんすかね。配管が
0:30:04	1、1本だけ破断したバーいではないかと思うんですけどその地震の場合
0:30:14	南部の配管が1度に壊れるというような、ノンクラスのわり特にそうなんですけど、そういったことは、
0:30:25	そういった想定はさ、特に必要ないということでしょうか。
0:30:31	はい処理場のヨコボリですけれども、ちょっとどこまで想定するかというのがございますが、ガイド上の中で、
0:30:39	1系統における単一の機器の破損実現の想定にあたっては、
0:30:45	B系統における単一機器の破損と下の系統及び機器は健全なものと仮定するというようなところがございましたので、我々としては、
0:30:56	そののを、
0:30:58	単一の機器の破損という形で、1本の配管の破断に対して、影響を受けるかどうかというようなものを評価をしているといったものになってございます。
0:31:13	はい。機器とかの破損、通常の発の場合は、おそらくそうなんですけど、地震の場合は、
0:31:24	またちょっと違ってくるのかなあというふうに思ったんですけども。
0:31:35	例えば他の試験炉、
0:31:42	レーダ等例えばステージ、
0:31:48	形、
0:31:49	やはり処理場と同じようにSクラスがなくて、Bと。
0:31:54	Cクラス。
0:31:56	しかないんですけども、その場合ステージではBクラスの地震力が、
0:32:03	採用したとして、その時はCクラスのものはみんな壊れてしまうというような、そういう想定で何か
0:32:11	計算をしてるような、
0:32:14	例があるんですけども、何か
0:32:24	処理場の前に何か何か特別な、
0:32:30	理由があって、しなくていいということがあれば説明をいただければなあというふうに思うんですけど。
0:33:09	処理場のヨコボリですけれども、すいませんちょっとSTACYの方の、
0:33:13	状況はちょっとすいませんこちらでもちょっと詳細把握できておりませんので、ちょっとステージの方にもその辺、
0:33:22	こちらでちょっとしっかり確認をさせていただきたいと思います。今嶋村さんがおっしゃられたのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:29	STACYの場合にはBクラスCクラスが
0:33:32	Bクラスの地震が発生したときに、Bクラス以下そのCクラス関係の、
0:33:39	配管がすべて破断する、それによる流溢水。
0:33:46	イの影響を受けるかどうかの評価をやっているという、そういったことでよろしいでしょうか。ですね配管かどうかわかんない貯槽、貯槽かもしれないですけど。
0:33:56	はい。
0:33:58	寄付、基本的にははそのBクラス数の地震が来て、Cクラスのものが壊れるというような評価をやっていたりというふうに、
0:34:13	思ってます。
0:34:14	ちょっとそうですね地震。
0:34:20	ちょっとスロッシング今回スロッシングは考えるけれども地震による、
0:34:27	よって機器が壊れて、
0:34:30	壊れるということは考えてないんで、その辺の考え方について、
0:34:36	教えていただければなというふうに思うんですけども。
0:34:43	はい承知いたしました。ただ処理場の場合基本、Cクラス建屋はすべてCクラス第二営業所のセル自体、本体Bクラスですけども貯層って今、
0:34:55	お話で言えば、
0:34:56	建屋としてはCクラスでして、当然6条関係の評価というかですね、地震にところでは説明をさせていただければ。
0:35:07	当然、すべてが壊れるような評価を行っております、それで6条対応をしているというものでございまして、
0:35:18	なので処理場の場合はCクラスの地震、守るべき、その貯槽を、の部分はCクラスでなっておりますのでCクラスの地震で持てば問題ないというようなことで考えております。
0:35:43	検討シブヤですけども、今現在は1ヶ所の単一破損ということですけども、それは防護機器にとって一番厳しいところで破損が起きたってというそういう過程で計算されているという理解でよろしいでしょうか。
0:36:02	はい。そこはおっしゃる通りでして流入量が一番多い。これ配管を選定して、評価を行っております。ありがとうございます。
0:36:15	で、今セル排風機だけが24時間運転が必要ってことなんですけども、これは津波止まるとどういことが起きるんでしょうか。
0:36:38	はい。処理場のヨコボリですけども、実際はセル自体ですね非常に堅牢な遮へい扉も設けております。当然パッキンというかですねそういった、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:50	物もありますし、通常セルの扉で目張りをしておりますのでそれが例えば排風機が止まったとしてもですね、7なら大きな影響になるような状態にはならないというものでございます。
0:37:10	わかりましたそれは当間扉とか冬場所が開閉する、する場合に備えて負圧にはなっているけれども、
0:37:22	特にそういう操作が行われなければ、排風機が一時的に止まっても、
0:37:30	特に宇和漏れ出すとかそういうことはないっていうそういうことでしょうか。
0:37:38	はい。おっしゃる通りです。セル自体Bクラスとしておりますけれども、こちらどちらかと遮へいがかかなり効いております、
0:37:46	生物の漏えいとかですね、そういった関係よりは遮へいの方でそういったBクラスになっているような状況もございます。ですので、扉が当然開いて、の開閉があるとかですね、そういった時には当然なんか負圧に引っ張りますけれども、
0:38:02	閉まっていれば多少止まってもですね、有意な影響はないというような状況でございます。
0:38:14	はい、わかりましたありがとうございます。
0:38:35	これちなみに全部で3KB4AB、4KB5ABで6台ありますけども、それはそれぞれ、
0:38:45	役割が違うということでしょうか。
0:38:49	はい、そうですね9ページですね、防護機器の一覧のところの下のところ少し記載させていただいておりますけども。
0:38:58	隠せるに対して1系統ずつ設けておまして、
0:39:02	それぞれ2台ですねB、それぞれの系統で通常これ1台運転になってまして1台で異常が発生した場合に、セル排風機が停止した場合、
0:39:11	もう1台予備機に自動で切り替わるようなものになってございます。
0:39:17	はい、ありがとうございます。
0:39:23	許可のところ、耐震Bクラスに蒸発処理装置せるっていうのがあったんですけども。
0:39:31	こちらには配布がついてないのでしょうか。
0:39:46	はい。衛藤処理場のヨコボリですけども、蒸発処理装置のところのセルですね、こちらの、この表で言う車両排風機の3、
0:39:57	系統のところになるんですけども。
0:39:59	こちらはご承知足固化を停止しておまして、評価上も使用停止になってございますので、
0:40:07	そういった設備になってますセール配布等3系統のものになります。なるほど。蒸発処理装置に確保するっていうのは明日効果関係ってことですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:22	あ、そうですねあそこカーに関わる部分、あそこからの前段というかですね、廃液液体廃棄物を蒸発処理をする段階のものになってる。わかりました。
0:40:34	耐震Bクラスの方では蒸発処理装置にそれ今のおそこかの前段階のセル等、固体廃棄物処理設備に乗せるが書いてあって、
0:40:44	一方、PS-2の方では、同じ固体廃棄物処理設備の2のセルの方と、処理前廃棄物中のセルになってるんですけど、このBクラスとPS2で何か考え方が違うんでしょうか。
0:41:27	はい、処理場のヨコボリですけども、耐震の方は、すべてもう損壊する壊れるというような状況で、評価を、5ミリの評価、いかようかというそういう評価を、
0:41:40	行って一般公衆への影響評価を行って、耐震Bクラスということで設定をしております、安全機能の重要度分類、イのところは事故時評価での、
0:41:53	結果を踏まえ、
0:41:54	そういった形でPS2に一部評価設定をしているといったものでございます。
0:42:11	はいわかりましたそれで今回のロボ退職金になるかどうかというのは、耐震クラスの方で見てるっていうそういうことでしょうか。
0:42:51	処理場のヨコボリです今回そうですね防護対象を機器としてはセル自体は堅牢であるということもありますのでその中を負圧に維持するための、
0:42:59	設備機器、関係を溢水からの防護対象を機器として選定をしていってるものになります。
0:43:08	はい、わかりました。他にここままで規制庁はか何かございますでしょうか。
0:43:14	13ページを、もう規制庁の荒川です13ページを。
0:43:18	見てください。
0:43:21	一番上のところなんですけれども、セル排風機はい。配電盤とか、その欄の被水のところなんですけどもね。
0:43:31	頭がいい設備はクラス3であって、防護措置は不要であるって書いてあるんですけども、さっき一番最初に確認した通り
0:43:42	許可の中で守らなきゃならない設備って特定をされていて、これを守ると言ってるのに、こういう書き方ってのはどういう意味なのかなと思ったんですけども。
0:43:59	あ、はい処理場のヨコボリです。そうですねこちらはちょっと我々の、
0:44:05	表現の仕方が悪いです申し訳ありません。あくまでその街ガイドにちょっと基づくっていう、
0:44:13	ところで記載をしましてしております。実際にこれ守るべきもので設工認その6で実際に防護カバーをもうすでに設置しておりますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:22	当然防護対象として認識をしておりますが対策も行っておりますがちょっとすみません、我々のこの記載の仕方が、非常にまずい部分がありますので、ありがとうございました。そこはうまく直してもらいたいと思います。
0:44:35	それと同じページのこの一番下です。一番下のBのところですけども。
0:44:43	理由のところですね、下から123行目の最後のところ。
0:44:49	商用電源に影響はなくてという商用電源に頼ってるところがあるんですけど。
0:44:54	これはおかしくないですか。
0:45:03	実際そうなのかもしれないですけど、原子力の世界で商用電源の敵対はしてなくて、孤立無援になっても、必要があれば、DGを、
0:45:16	立ち上げて、安全確保するっていう考え方ははずなので、商用電源これ持つてくるってのは気持ちはわかりますけど、ちょっとこれ違うような気がしますけどもいかがでしょうか。
0:45:48	江藤処理場のヨコボリですけども。そうですねこちらにつきましては、
0:45:57	そうですね我々の方としましてはあくまで単一の故障という考え方の中で商用電源が、通常をですねそこからの供給でセル排風機が動いている状態で
0:46:10	そこがまとまった場合の対策としてのこのリズム発電設備ということで、その考え方おっしゃる通りでしてその中で今回、ディーゼル発電設備に特化した形で記載をする中で、
0:46:24	ディーゼル発電の方が仮にですねこの溢水の影響で、動かない状態になってもですね、直ちにを経てセルの負圧の、
0:46:36	閉じ込めが確保できなくなるということに直結しないということで、
0:46:41	ちょっとこのような記載をしております。
0:46:45	もう少し細かく聞きますけども、ここで一声が起こると、BCは動かなくなるんですか。
0:46:57	被水格好だと被水ですけども。
0:47:01	はい。そこはおっしゃる通りです。そうですねディーゼル発電設備を稼働するための配管が走っておりますので、その循環水の配管が破断すると。
0:47:11	維持、ディーゼル発電設備が動かなくなるというものです。承知でありますということですね。DG自体を冷やしている配管という意味ですね。
0:47:24	はい、おっしゃる通りです。わかりました。わかりました。そこはね、考えなくていいですよ。
0:47:31	ある意味、自分がその何だろう、やられてしまったという想定をした上で、それでも動けるようにしろっていうのはそこまでは言っていないので。
0:47:48	わかりました。理由はよくわかりました。だけど、これ、商用電源を何か引き合いに出すのは、若干良くないかなって感じがしますね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:59	はい。
0:48:00	ありがとうございます承知いたしました。おっしゃる趣旨理解しましたので、そこは補正の中でちょっとしっかり整理をさせていただいて、記者の方対応させていただきます。
0:48:11	書いてあるんだ。申請書の中で、
0:48:15	そうですねこの表を申請書につけておまして、そういうような記載をしております。時には商用電源。
0:48:25	でも、商用電源に期待できるっていうのは変ですね。自爆しちゃいました。Bがね、2台RTDの片方が、
0:48:37	何かトラブルで、それが溢水で動かなくなってしまって冷却水が回らなくなりました。
0:48:45	そこまで考えなくていいですよ。
0:48:50	あ、わかりすいません我々ちょっとこのディーゼル発電機室にある、水源施設に関する水源というのはそこぐらいでしたので、ちょっとそこ、
0:49:00	ねじ込ん出る形になってしまっておりますけど、そういう意味では、そういう意味ではですね、そこを水源にした上ですね。
0:49:11	おそらくもう1台あるはずなので、もう1台に影響がないとかですね、そういった評価は必要なのかなって気がしますね。
0:49:22	すいません、処理場のヨコボリですけども、鳥井城のこのディーゼル発電機なんですけれども、俗に言う原子炉の、保安電源設備の位置付けになってるようなものではございませんけれども。
0:49:35	1台しかないんです。
0:49:39	はい、わかりました。
0:49:41	だからもう、単一故障が起こっても、別にその電気が要らない施設なんだ、処理場は、
0:49:52	休憩おっしゃる通りです。はい。わかりましたわかりました。
0:49:58	だけど、守るべき設備に許可で登録しちゃったわけですね。
0:50:07	はい、おっしゃる通りですはい。そこは何か言った方がいいかもしれないね。
0:50:13	ちゃんと考え方。
0:50:16	そもそもDGなんて要らないんですけどって、何でつけたんだっていう人。
0:50:26	はい処理場ヨコボリですけども層厚につきましては、や、やはりちょっと処理場では唯一なんですけどもこのセルを持つてる第2廃棄物処理棟のセル排風機の24時間換気ということが、
0:50:39	ある中で、当時ですね、そのセル排風機のバックアップ的なところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:46	電源供給できるような形で、このディーゼル発電設備を設けているという経緯となります。なるほど。何かよくわかんないけど落雷かなんかでまわり停電起こっちゃってもうDGが立ち上がって、
0:51:02	負圧を保つと。
0:51:04	そんな感じですか。
0:51:07	はい。イメージはおっしゃる通りです。だけど、重要安全施設じゃないので、単一故障までは考えないと、2台は持ってないと。
0:51:18	はい。その通りです。なるほど。わかりました。すみません。そうか。はい、はいはいはいはい。理由はよくわかりましたなんかうまく表現ができるといいですね。
0:51:31	そういうのがあって、自爆についてはもうどうしようもないけれども、隣にある水源から水が入ってこないように措置してるので、
0:51:43	DGは知りませんかかね、それぐらい評価してもらえばいいしこれは、これは被水ですけれどもね、被水は、
0:51:53	そんな自分が持ってる冷却水以外、天井に走ってる配管とかがないとかね。それぐらい言えばいいような感じがしますね。
0:52:05	はい。処理場ヨコボリですありがとうございます。記載について、我々の方でもしっかり検討させていただきます。趣旨、
0:52:13	コメントをいただきましてありがとうございますご理解、理解いたしました。はいお願いします。
0:52:19	規制庁シマムラさんのこれは、
0:52:22	もうこの13ページの表が出てきたので、
0:52:28	ちょっとこの表についてなんですけども。
0:52:32	一番上の配電盤関係のところで、※の1があって、水防カバーを設置すでに設置して、
0:52:44	対策を実施してますということで、下の注釈を見ると
0:52:51	令和3年の設工認その6で防護措置が完了しているって書いてあんですけど、この、
0:52:59	令和3年の、
0:53:03	設工認その6の申請書を見ると、
0:53:10	ですな。
0:53:12	書いてあるかっちゅうと、
0:53:19	えっとこの、
0:53:21	このこのエコ直上の1水源以外の水源に対してのことがちょこっと書いてありまして、
0:53:37	これについてはの、後程の申請で評価対象とするというふうに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:43	書いてあるんですけども、今回防護対策は不要ですという、
0:53:57	防護対策分じゃなくてこっちはなお書きのほうの配管の破損リスクは極めて小さいという表。
0:54:07	こういう評価をして、
0:54:12	防護対策不要ってそういうことなんですかなんか、何でこんなこと聞いてるかつちゅうと、設工認、分割申請。
0:54:21	今回その9でそれからこの被水防護設備をその6なんですけれども、その間でちょっと整合してないと、
0:54:33	よろしくなまずいので、それで県域のこんなことを聞いてるんですけども。
0:54:40	その6で言った別途評価して必要なら対策しますよという、その関係についてちょっと説明をお願いします。
0:54:53	はい。
0:55:08	はい処理場のヨコボリです。ですね今シマムラおっしゃられた通り6の中で、それ以外のものをちょっと我々のこの9の記載がちょっと悪くて申し訳ないんですけども、我々として考えてるところも、今嶋村さんおっしゃられた通りこのなお書きのところですね。
0:55:27	処理場のクラス3耐震Cクラスそういった施設で、
0:55:34	特に被水の影響で設備も、画面上表面上というかですね外郭馬堅牢であったりとかそういったところもございまして、
0:55:44	配管自体もですね、非常に屋内環境ということもございまして。日常での、
0:55:52	巡視、確認、今そういったところで健全性も確認をしておいて非常に破損、
0:55:58	によるリスクというのは、被水防護機器に影響を及ぼすような配管ですね。そういったものが、
0:56:07	破断する破損するリスクというのは非常に小さい等を考えておりますので、
0:56:13	ですので直上直近にあるものについてはしっかりそういった対策を講じるということで、それ以外のですね配管もございましてけれどもそういったところは、
0:56:25	こういった運用の面も含めてですね、対応を考えていきたいということでこのような書きを追記させていただいてるものでございます。
0:56:36	はい。
0:56:38	二瓶規制庁シマムラさんは、先ほど1水源。
0:56:43	基本、お話もさっき
0:56:47	なんでそのレーンでも関係してくるかと思うんですけども。
0:56:54	はい。水源が医師。
0:57:03	ところなんですね、直上のものだけでいいということであればはい。これで、
0:57:11	よろしいのではないかというふうに思いますけど、またその1水源のお話と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:21	あったときにはいい、伺いたいと思いますのでよろしくお願いします。
0:57:28	はい、承知いたしました。
0:57:39	はい。ではじゃあ、13 価で終わりました。西井。
0:57:44	規制庁伊藤ですけれどもちょっと今の溢水量の話で。
0:57:48	例えば冷却配管 1 本の破損についてどういう評価の仕方をしてるのかっていうのをちょっと 1 例でいいので教えていただいてもいいですか。
0:58:14	あ、すいません処理場のヨコボリですけれども、どうぞ。すいません。どういう評価というのは例えばですね、ある冷却水配管であれば、
0:58:29	先住量や溢水量で、
0:58:32	時間当たり最大何立米っていうふうになっていて、
0:58:37	どういう発想、どういう前提でこの数字が出てくるのかっていうのを教えていただきたいということですね。
0:58:45	破損の形状はどういうふうに見てるのかとか、
0:58:51	ガイド等の系統に保有する、している水量は全部
0:58:57	3 算入すべしみたいな考え方になっていますし、そことの関係でどういう考え方で
0:59:08	リース料の算定を今の申請書ではしてるということです。
0:59:28	SPART。
0:59:35	はい。処理場の木下と申します。1 例を挙げさせていただきます。いただきますと例えば先ほどホット機械室のボス医療、
0:59:49	の評価をしておりますけれども、例えばそれを 1 例に挙げますと、土肥水源とし、再水源としてはろ過水の 100A の配管ということ想定してもらって、
1:00:01	その、内圧ですねポンプ吐出圧もないやつと、それとあと配管の口径肉厚から求まる四分の 1GTG 破断を想定した単位時間当たり、
1:00:16	溢水量 12.1 立米パーアワーというものが出るというふうな仮定をさせていただきますそれが、溢水の流量でございます。それに対してほっとき回数、例えばここで言いますと、床排水でございますこの辺は細かくは詳細は設工認の添付
1:00:36	してますが、床排水からの排水で、何ヶ所あってそこから排水量がどのぐらいの排水が期待できるかということで排水配管の口径とか、
1:00:49	エルボーとか、排水管は色ありますねその辺のは、
1:00:54	損失は以下の摩擦損失その辺を考慮して、排水する管から排水できる排水量、それを求めますその溢水の溢水量と排水量が釣り合うところの、
1:01:10	没水高さというのを求めてそれを、5 区画内の防水高さというふうな評価をしておりますこのような説明でよろしいでしょうか。
1:01:19	はい規制庁伊藤ですありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:23	ですから配管の一部が破損したっていう場合はクラックみたいな形で、今みたいな前提の評価量を評価の仕方になるっていうことですね。
1:01:35	さっき嶋村からもあったように大間自身のバーい。
1:01:40	やっぱ、過去の例ですと
1:01:46	同時に破損するっていうことも想定されていてとはいえ耐える配管はそれには算定しなくていいという考え方だと思んですけども。
1:01:56	その場合また算定の仕方変わってくると思うので、まずそこは考え方を教えていただければと思います。
1:02:05	いずれにしても溢水元の整理の中で説明していただくということだと思ってます。
1:02:13	あとはあれですよねと。
1:02:17	これも最初に指摘荒川から指摘をさせていただいたのを、労務対象をどうせえと抽出してるんですかっていう話の中で、
1:02:28	A、
1:02:29	まずとじ込み機能があるものっていうのが棒、土地の母集団になっていたと思うので、
1:02:37	そういう意味では閉じ込め機能が期待されてるんだけどあまり説明なく除外されているような、
1:02:46	ああして立山あるんじゃないのかなと思うので、そういったところもわかるような、抽出過程とあと募集なんですかね、がわかるような説明の追加が必要なかなと思う。
1:02:59	思っていますので、よろしく願いいたします。
1:03:07	はい。処理場の横堀です。承知いたしました一応ですね。
1:03:11	少し言葉が足りてるか足りてないかというのはあるかもしれませんが、申請書の本本文ですね本文の中で、一応安全施設に該当するような設備がすべて抽出をしまして、
1:03:29	防護対象として選定すべきかどうかというような、
1:03:33	観点で整理した表を、図、申請書のほうにはつけておまして、安全機能の影響の観点で許可で説明をしているような外郭が堅牢であったりとか、そういったもので、もしくは
1:03:49	先ほど申し上げた通り、要は停止をしてもですね、閉じ込めが確保されるとかですねそういった、
1:03:56	説明を安全機能の影響という観点で説明したあの一覧は一応お付けしております。
1:04:03	そういったものをちょっとパワーポイント上抜けておりますので、そこら辺はしっかり入れてですね、説明をさせていただきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:13	わかりました。閉じ込め機能が期待されるっていう場合に、今の説明だと、処理施設だけに限定されていると思うんですけども。
1:04:26	それは許可上そうなってるんですけど。
1:04:36	はい許可上ですね、安全施設の安全機能の重要度分類のところを、要は処理設備だけでももちろんなくてですね、建屋であったりとか、
1:04:52	もろもろを閉じ込めに関わるような機器等は、整理しております。
1:05:01	なので多分そこには結論に至る町に考え方があって取捨選択をしているということだと思うので、
1:05:09	その間を埋める説明が
1:05:12	考え方が示される必要があるのかなと思いますので、その点をお願いできればと思います。
1:05:22	はい処理場ヨコボリです。承知いたしました。冒頭コメントいただきましたことも踏まえまして、許可の記載とその中で設工認の、
1:05:33	で示す考え方ということで、その中で、こういう理由で、防護対象設備、機器がこれこれというような流れでちょっとご説明を補完しながら、記載を工夫したいと思います。
1:05:48	すっぱい栄規制庁人ですよろしくお願ひいたします。あともう1点ですね、例えば建屋、
1:05:58	からの管理外漏えいみたいな。
1:06:01	考え方って、
1:06:03	今話に出ているその溢水の条文適合とを、
1:06:10	そう。
1:06:13	処理設備としての条文あった手術日の第2項の条文適合と両方にかかっているような気がしてて。
1:06:22	ここの関係性っていうのを何かの資料で示されていたんですけど。
1:06:31	許可でもいいんですけども。
1:06:39	要求自体に通っている点もあるので、すみ分けの考え方がどうなってるのかを確認したいと思ってます。
1:07:01	はい処理場のヨコボリですけども、今の点ですね、19条の溢水の2項のところですね。こちらにつきましては、
1:07:13	機器または配管の破損によりというようなところで液体が溢れ出る恐れがある場合ということろろかと思ひますけども、こちらについては我々の整理の中では、
1:07:23	ここの部分に該当するのがスロッシングによる、溢れ出るというその影響、そういったもので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:32	強化をしているのがこの 19 条絡みのところで、35 条の 2 項 2 のところについては石とかですね、そういったもので、
1:07:42	漏えいを防止すると、というような形で整理をさせさせていただいております。
1:07:49	そうすると規制庁伊藤ですけれども等槽類の破損みたいな言い方をしたときに、例えば廃液貯槽みたいなものは 1 水源として、
1:08:03	にはなっていると思うんですけども。
1:08:06	そこに対する漏えい防止の対策っていうのは、35 条側で見ている 19 条側、1912 号側ではそっちの対象にしていない。
1:08:21	ということになるんですかね。
1:08:25	宮地。
1:08:32	はい処理場ヨコボリつえそうですねそこはおっしゃる通りでした溢れた。
1:08:36	そうですねものの管理区域外への漏えいとかですねそういったものを防止するためにはその周囲の堰とか、
1:08:44	協会の関、そういったものを漏えいを防止するというようなことで考えております。
1:08:54	はい。ちょっと具体的に対象になるような事象ですかね、対策みたいなものを
1:09:06	これ介護しようという事実確認のためにヒアリング資料として、
1:09:13	74、
1:09:16	条文、
1:09:18	具体的な対応との間事象と対策の関係ですかね、っていうのを少し示していただけると、理解が進むかなと思いますのでお願いで検討をお願いしますでしょうか。
1:09:38	はい。荘司ヨコボリですけども承知いたしました。19 条 2 項と 35 条の 2 項のところで、こちらで具体的な事象と、それからこの対策、それぞれが、
1:09:51	どの条項に該当させているのかっていうような整理、ということで、ヒアリングの方で、また改めてちょっとご説明させていただきたいと思います。
1:10:00	よろしくお願いいたします。
1:10:06	はい。ひとまず以上です。
1:10:12	はい、ありがとうございました。
1:10:14	14 ページから、説明の続きをお願いいたします。
1:10:21	はい処理場ヨコボリですけども引き続き、
1:10:24	設計条件のところから 14 ページからご説明させていただきます。まず 1 ポツとしまして液体状の放射性物質劇物の漏えい防止対策ということで、
1:10:34	まず両括弧 1、こちらが、液体状の放射性廃棄物を取り扱う施設内部の床面及び壁面、こちらは塗装、または樹脂製のシートやステンレスのライニング等を施工して漏えいしがたい設計とするというものでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:49	両括弧 2 位が、こちらがですね、液体廃棄物の廃棄設備の周辺部に堰を設ける、また堰内は塗装を施して漏えいしがたい設計とすると。
1:10:59	いうところですよ。なおこの大関については、
1:11:02	堰内に設置された最大量の応答総量等槽類ですね、こちらがからの全量漏えいした場合にそれをすべて受けることができる容量を有すると、受けることができる設計とするというものでございます。
1:11:18	それから両括弧 3 が蒸発処理装置ポツ 1 の周辺部、ここがですね、先ほど両括弧 2 で申し上げた、石があるんですけども。
1:11:30	全量を受けられる、容量が少し足りないところがございますので、そこについては、
1:11:36	堰のかさ上げを行って全量を受けられる設計とをするというものが両括弧 3 でございます。
1:11:43	それから両括弧 4、濃度限度を超える放射性廃液を取り扱う室で、建屋側に通ずる出入口、またその周辺部には、
1:11:53	間瀬木全は傾斜を設け、建屋外への漏えいを防止する設計とすると。それから、
1:11:59	地震を起因とするスロッシングにより貯槽から放射性物質の含む液体が溢れ出ることがないことを確認するということが、1 ポツのところでございます。
1:12:10	2 ポツ目ですけども、第 2 廃棄物処理棟の追水防護対策としまして、
1:12:17	先ほどご説明したディーゼル発電式室と隣接区域の、この境界のところにある堰、こちらが、
1:12:25	流入が想定されますので、ここの堰のかさ上げを行うと、ここだけにはステンレス鋼板を使用して、しっかりとあえずはコーキングを施して漏えいしがたい設計とすることとしております。
1:12:40	15 ページが、実際の工事の案件を抜粋してちょっと記載しておりますけども。
1:12:45	衛藤。
1:12:47	工事だけじゃないですけども、まず 15 ページの設計仕様のところで、棟槽類周辺部に設ける、既設のお席にかかる設計しようということで、
1:12:56	塗装類、床面とか壁面の塗装ですね、そういったものが施されて漏えいしがたい設計というところ。それから両括弧 2 で、
1:13:06	具体的な例としましてこれ現象処理等の一部例ですけども、図面とその除草の容量、それから堰の容量容積ですね、こういったものを示した表をつけております。
1:13:19	それぞれ、第 3 排水喪失というところには、
1:13:24	廃液貯槽廃液槽の 123 が設けておりましてそれぞれ 2 立米 10 立米。
1:13:30	2 立米ですね、そういったものがスズキずつ設けられている。この、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:34	容量というのはこの一番最大容量の 10 立米というのが一番大きなものになりますので、この 10 立米が全量、
1:13:41	仮に漏えいした場合でもですね、それを受けられるだけの堰の容積を設けると。
1:13:47	というようなものになってございます。
1:13:50	続きまして、16 ページになります。
1:13:54	こちらがですね建屋の出入口等を、に設ける、既設の関伊井にかかる設計仕様ということで、
1:14:02	こちらはですねこの図の通り、建屋の出入口関係のところをですね、に堰をしっかりと設けると、また一部傾斜を設けたりと。
1:14:14	ということで、
1:14:15	それぞれその床面等にはしっかりと通すとそうですね、施せで漏えいしがたい設計となっているというところ、また金属製の定積みたいなのをですね、塗装は不要とするということとしております。
1:14:32	はい。電力の建屋の出入口等を欠席等で代表例で一部、写真をつけて示したものがこちらでございます。
1:14:40	続きまして 17 ページに、かさ上げ工事の話になります。まず第 3 廃棄物処理棟の既存堰の嵩上げに係る設計仕様ということで、
1:14:51	こちらで先ほどご説明の通り、
1:14:54	後発処理装置のポツ 1 のところに貯層が、いくつかございますけども一番大きい。
1:15:01	凝縮液除草ポツ率というのが、1 機当たり 12.5 立米の容量を有しております、この今の現状の関写真で見ていただく通り少し低い石になっておりますので、
1:15:13	この 12.5 立米全量を受けることがちょっとできないということで、
1:15:18	こちらについてはですね、既存の石のところ、上にですね嵩上げする工事を、
1:15:23	この図の通りですね、行って、全量受けられるようなものとするというようなこととでございます。
1:15:30	続きまして 18 ページになりますけれども、こちら第 3 廃棄物処理棟の既存の堰のところなんですけども、こちらはですね既存のところではあるんですがはい。
1:15:44	塗装が施されていないところがございますので、そこに多重姿勢のですね、エポキシ樹脂の塗装を施すというような工事を行うというものが 1 ヶ所ございます。
1:15:58	続きまして 19 ページですけれども、こちらが第 2 廃棄物処理棟の既存堰の嵩上げということで、これは先ほど来ご説明をさせていただいている。
1:16:08	ほっとき回数とディーゼル発電機室の間のところの扉のこの下の部分なんですけれども写真のですね。
1:16:15	ここがちょっと低くて、流入してしまうという恐れがあるので、ここにですね、テープステンレス。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:24	の大手熱交のですね。
1:16:27	関飯尾を設けてしっかりコーキングで充填して、漏えいしがたいような構造とする、工事をを行うといったものでございます。
1:16:37	続きまして、20 ページ以降が、
1:16:41	技術基準規則への適合性のところをになってございます。
1:16:45	青字の下線のところはですね、今回これまでの旧の審査会合、それからヒアリング等の審査いただく中で、
1:16:56	ちょっと、
1:16:57	我々の選定が悪くてですね新たにちょっと追加をしたりとか、
1:17:02	部分については青字の下線をつけて、適合性の適合させるということで修正をしたところがございます。
1:17:10	詳細は後ろの方でご説明をさせていただきます。
1:17:14	ページスポーツ飛びまして 23 ページに適合性の説明ということで、つけております。まず技術基準規則の第 11 条、機能の確認等ということで、
1:17:28	こちら試験検査、また保守、または修理というものを、こちらは、
1:17:34	こち、補正の段階でちょっと追記をさせていただき、追加させていただきたいと思っております。
1:17:40	こちらについての適合性ですけどもを放射性廃棄物処理場に設ける各建屋における、液体廃棄物の漏えいが発生した場合、安全機能である閉じ込めですね管理区域外漏えい拡大防止も含めまして、
1:17:53	それらを確保する上で必要な石経路塗装またはライニング等に係る機能として、
1:18:00	以下の点を確認するための試験または検査を行えるものとするということで、
1:18:05	柵木傾斜の外観に異常がないこと。
1:18:08	それから、床面壁面に、塗装やライニングが施工され外観に異常がないこと。
1:18:14	ということでこういったことを、
1:18:15	しっかり検査を行って地域、事業者検査等でもの項目にも挙げてですね、適合性確認の後には、
1:18:25	毎年確認していくという、こういうものになります。またですね、関経営者東ソーライニング等については、閉じ込め機能を健全に維持するため、外観を定期的に確認するとともに、先ほどご説明した通り、定期事業者検査の対象として点検を実施すると。
1:18:44	ということでございます。
1:18:45	また定期的な点検において異常が認められた場合は、補修に必要な作業環境等を確保した上で補修を行い、速やかに正常な状態に復旧することとすると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:56	なお、保守または修理については、保安規定等、または下部規定に定め適切に管理するということで 11 条の適合性の説明とさせていただきます。
1:19:07	続きまして第 15 条、放射性物質による汚染の防止、こちらのですね、4 項になります。
1:19:16	こちらの 4 項で人が頻繁に出入りする建物内部の壁床のうち、放射性物質を含む液体廃棄物の漏えいが発生した場合に、
1:19:26	放射性物質による汚染、
1:19:29	及び汚染される恐れがありかつ、人が触れる恐れがあるものの表面については樹脂製の塗装を施すか、こちらにも遂行することにより、漏えいした液体廃棄物の回収を、
1:19:42	床面等に残った汚染物を汚染を容易に除去できるような設計とするということで、適合性の説明をしております。としております。
1:19:52	続きまして 24 ページ、
1:19:55	第 19 条、溢水による損傷の防止、イになります。
1:19:59	まず、1 項の方ですけども、
1:20:02	こちら、処理場の先ほどのですね、通常処理中のみ、まだニケーションせる以外ですけども、系統内や施設を負圧に維持する必要がある。
1:20:13	ありますけれども、処理後は、設備を停止して設備自体で閉じ込め機能を確保している。
1:20:20	いうこと、また仮に処理中に、配電盤と後、溢水の影響を受けて停止したとしても、自然に沈静化に向かって通常停止と同様にですね。
1:20:30	閉じ込め機能は確保されるということ、それから、
1:20:35	処理設備の構造上またははい、配置上ですね、放水の恐れはないということと、外郭が堅牢な構造であることで、施設、被水による、
1:20:45	安全性を損なう恐れはないということを説明をまず追記して、させていただきます。一方で、第 2 廃棄物処理棟についての整理については 24 時間の負圧ということで先ほどご説明した通りですね。
1:20:57	ええ。
1:20:59	それが必要ということで、米セル内の負圧を維持するためのセル排風機配電盤、それから賞与稟議喪失時の、
1:21:08	電源を供給するディーゼル発電設備、こちらについては、被水による影響評価を実施して、その発生により安全性を損なう恐れの有無を確認したと。その結果、
1:21:20	発電設備の
1:21:23	隣接エリアからの流入、ということを確認したということから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:27	1 項に適合するため防護措置としてディーゼル発電機室と隣接エリアの間の堰について嵩上げにより、輸入防止措置を講じると。
1:21:37	いうことで記載をしております。
1:21:41	2 ポツのところですね、こちら放射性物質を含む液体濃度限度を超えるものを内包する、容器が破損した場合、
1:21:51	容器の周辺に設ける堰内にとどまるということです基本的に石を容器周辺には堰を設けてますので、そういうこともあるということ、また配管が破損し、放射性物質を含む液体が溢れた場合には管理区域外に、
1:22:07	漏えいする恐れがある出入口伊東には、2 項に適合するための、
1:22:13	面積等を設けることにより、漏えいを防止するということにしております。ただし、配管が破断破損し、
1:22:21	溢れ、放射性物質を含むですね、液体が溢れた場合であっても、階段や学校等ですね、の開口部から地下に流れて地下にとどまることで管理区域外に漏えいする恐れがない箇所は除くとしております。
1:22:37	なお、なお書き以降スロッシングの影響評価によって溢れ出る恐れがないことを確認しているということでございます。
1:22:45	以上が第 19 条への適合性の説明になります。
1:22:48	続きまして 25 ページになります。
1:22:52	21 条安全設備、保護を三方ですね、こちらに外の説明になります。これは強調そうすると一槽類には処理に伴って発生する廃液、それからドレン水ですね。
1:23:08	あと手洗い水頭の向き廃棄を貯留しますけれども、この 21 条 3 号に適合するため、衛藤総理の材質を耐食性を考慮したもののステンレス製であったり、
1:23:21	内部謳い腐食のライニング等をとすることによりですね。
1:23:27	廃液の貯留排出を繰り返しても閉じ込め機能を確保できるものとする、こういうことです。なおですね、基本設計についてはすべて既認可で確認済みであります、
1:23:38	許可整合の観点から適合性についてのみ、説明をさせていただくということでこちら追加をさせていただこうと思っております。
1:23:46	続きまして 26 ページになります。35 条の 2 項に係る部分ですが、まず 1 ポツで 35 条 2 項 1 号を 2 適合するため、
1:23:59	この辺は先ほどご説明の通りですね床面壁面へは、塗装やライニング等を施工することによって漏えいしがたい。
1:24:07	ものとするということとしております。なお、経年劣化、損耗等により、10C、また
1:24:16	シートとかですね、そういったものの機能が経過が生じた場合の補修については保安規定等に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:23	もう定める手順に従って、同等以上の性能を有するもので補修できるものとしております。
1:24:30	2 ポツですけれども、液体状の放射性廃棄物はその受け口に導かれる構造及び、
1:24:38	廃棄する設備の周辺部に設ける石については、金貨の設備でございます。しかしながら強化整合の観点から堰内にある複数の
1:24:49	貯槽類のうち、
1:24:51	最大容量のを 1 機から漏えいした場合にその全量を受けることができる容量を有することを確認する必要があることから、
1:25:00	2 項 2 号に適合するため、
1:25:03	周辺部の関。
1:25:05	最大容量受けとめられる席を設けることにより、漏えいの拡大を防止すると。
1:25:10	いうこととしております。
1:25:12	続いて 3 ポツ、第 35 条 2 項を 3 号に適合するため濃度限度を超える液体状の放射性物質を取り扱う施設で、建屋側に通じる出入口等、
1:25:24	に堰を設けることにより、建屋外への、
1:25:27	漏えいすることを防止すると。ただし、放射性廃棄物を取り扱う設備が地表面より低い場合に設置町加藤ですね、設置してる場合、または放射性物質を含む液体が階段や学校、
1:25:42	等の開口部から地下に流れ管理区域外に漏えいする恐れがない箇所は対象外とすとしております。
1:25:51	はい。以上が適合性への説明になります。一旦ここで切った方がよろしいでしょうか。はい。
1:25:59	ここまでで何かご質問ありますでしょうか。
1:26:26	出てもらってよろしいですか。渡った基づいて、では続きをお願いいたします。
1:26:37	はい。承知いたしました。それでは続き説明をさせていただきます。27 ページ以降が許可との整合性ということで、
1:26:47	こちらですね、まず許可の方で、
1:26:50	基本方針の 7 溢水による損傷の防止、いいですね、のところを 1 項の、を示しておりますしてそれについては隣の節項 2、申請書の記載は
1:27:03	実際の申請書の記載をそのまま添付をしているような状況でございます。
1:27:08	それから許可書ですね 8-5 を廃棄施設の概要ということで、第 2 廃棄物処理棟の、
1:27:15	ところ。
1:27:16	の記載をこちら追加をし、記載をしておりますして、第 2 廃棄物処理棟内で溢水が発生した場合、においてもですね、セル内部を負圧に維持するための排風機、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:28	及び、その操作回路が没水または被水することにより機能を損なわない設計すると。また、商用電源喪失時に、
1:27:36	いうことで発電機が没水による機能を損なわないようにするというようなことが、許可上定めておりますのでその記載をこちら日機械あそこを記載しております。
1:27:47	続きまして 28 ページになりますけれども、許可の法人 7 のところいっせいにこの損傷の防止の第 2 項。
1:27:57	のところ。それから、
1:28:01	冒進中、安全施設のところの参考のところ、
1:28:08	こちらのですね、一番下のまた書き以降になりますけれども廃液を貯留する塔槽類は腐食を考慮して設計するということが、
1:28:16	ありますのでこちら、
1:28:20	補正で追加をさせていただきたいと思って追記しております。また 4 項につきまして、
1:28:26	こちらが技術基準上の第 11 条に該当する、試験検査の話、こちらのところ、
1:28:33	をですね、
1:28:35	新たに今回適合させるということで、こちらも許可の、記載を追加させていただきたいと考えております。
1:28:42	続いて 29 ページですけども方針の中に、こちらが
1:28:49	佐瀬。
1:28:51	廃棄物の廃棄施設第 22 条のところ。
1:28:54	液体状の、
1:28:56	漏えい防止の観点のところ、それから、廃棄設備の概要 8-5 のところですね、こちらの液体廃棄物の廃棄施設の、
1:29:06	所大野記載を、
1:29:08	許可から、こちら日記載をしておるといのものでそれが 20、30 ページまで。
1:29:17	あります。また
1:29:20	31 ページのところには、
1:29:22	固体廃棄物の廃棄施設で、床面の塗装関係とかですね、そういったところの岸許可の記載を、
1:29:31	こちらに載せているといったものでこれらに対して評価の整合の観点で今回設工認申請を行っておるといのものでございます。
1:29:42	別、以上が許可との整合のところでございますとその後 32 ページから 34 ページまでが、今回行うそれぞれの工事の
1:29:55	基準ということでフローを示したものをおつけしております。ちょっとこちらについては、詳細は割愛をさせていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:04	続きまして、35 ページ、1 からが千浜事業者検査の項目及び方法ということになります。
1:30:14	まず 35 ページですけども、液体状の放射性廃棄物の漏えい防止ということで、こちら 1 号検査については、
1:30:22	材料ですね、材料はこれ既設の設備でございますので、施工されてることの、塗装とか樹脂ライニング、そういったものが、
1:30:34	施工されてると目視で確認する、また
1:30:38	施設竣工時のですね、当初等に記載がありますのでそういったものでしっかり確認をしていくと。
1:30:44	ということで既設の設備ということでこのような検査を考えております。また、炉で外観検査ですね、これは目視確認。
1:30:52	それから据付これもですね目視の確認で、
1:30:56	あとそうですね、あと図面でちゃんとを設工認の本部に示しておりますので、それらを踏まえた目視、
1:31:03	それから寸法検査ということで、容量を全量受けられる容積が必要になりますので、
1:31:10	その容積の確認ということで寸法検査を予定しております。
1:31:17	こちらに合計 3 なしになります。
1:31:21	続きまして 36 ページになります。
1:31:24	36 ページには 3 号検査ということで適合性の確認検査、ということでこちら、
1:31:31	もともと 15 条の 4 項と 35 条の 2 項を入れて申請をしておりますけれども、こちらはずね、先ほど伊藤さんからあった通りですね。
1:31:41	ひとつ成立後程説明させていただきますけども、
1:31:46	溢水の損傷の防止、19 条 2 項ですとか安全設備、21 条の 3 号、こういったところもですね、今回適合が必要というふうに整理をしましたので、
1:31:58	こちらは補正で追加をさせていただきたいと考えております。
1:32:02	続きまして 37 ページのところですよ。2 ポツのところを第 3 廃棄物処理棟の蒸発処理装置呼吸器の周辺に設ける堰のかさ上げということでこちら工事の、
1:32:14	発生するものですけども、まず材料検査、ということで、グラウト材ですね、こちらの品質、
1:32:23	一本化記録確認を行っていくというもの。
1:32:26	それから、当間貯層ですね、こちらの材料検査を行うというもので、
1:32:32	あとは外観の検査ということで仕上げ塗装の施工された石の外観。
1:32:38	それから据付検査、あと寸法で用量容積の検査を行っていくということで考えております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:47	続きまして、38 ページはそれに関する適合性確認 3 号検査なので、ちょっと割愛しまして 39 ページ。
1:32:56	目になります。
1:33:00	39 ページは第 3 廃棄物処理場の、あれですねとそうですね、関野と宗についてですけれども新たに塗装しするところですけども。
1:33:10	こちらはまず 1 号検査としては材料検査、ということで、
1:33:15	塗料の材料ですね、こちらの確認検査、それから外観。
1:33:21	を行っていくというものでございます。2 号検査なしで、
1:33:26	B3 合計削除記載の通りとなっております。
1:33:30	続きまして 40 ページになります。40 ページ。
1:33:35	から 41 ページにかけてが、第 2 廃棄物処理棟の
1:33:40	溢水防護区画、先ほどのですね、平均の嵩上げのところですけども。
1:33:45	に対する試験検査ということで、まず 1 号検査としては材料検査で、材料ですねステンレス報をということで材料証明の確認、それから外観上の、
1:33:57	問題がないこと、また
1:33:59	関と大川加部壁にちょっと接続。
1:34:03	チェックをしますので壁というかですね、取合部のコーキングが充填され隙間なく、
1:34:10	充填されていることと、この外観で確認をいたします。あとはその場所ということで据えつけと、それから寸法検査ということで、没水量が評価上出ておりますのでそこを超える、0.2 メートル以上と。
1:34:24	ということでこちらの寸法検査を予定しております。
1:34:27	こちら 2 号検査はなしで、41 ページの適合性確認検査はこちら記載の通り、
1:34:35	でございます。
1:34:37	続きまして 40 最後ですけども 42 ページが 5 ポツとしてスロッシングによる溢水評価ということでこちらは、
1:34:46	1 号検査に 5 検査は該当なしということで、適合性の確認検査の中で、評価の結果、そういったものを確認するというので、
1:34:56	3 号検査のみ、
1:34:59	記載をしております。
1:35:01	長くなります。説明は以上になります。
1:35:05	はい、ありがとうございました。
1:35:08	今今の部分及び全体を通して支出について何かご質問ありますでしょうか。
1:35:21	では規制庁伊藤ですけれども。
1:35:24	ちょっとサッカーの抜け、16 ページなんですけれども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:35	はい。ここでして、左下の写真の上の表のところで、石傾斜適切というふうにあつて、
1:35:47	ここで言いたいことっていうのは
1:35:50	当施設っていうのは、その記念かっていうことを言いたいのか、認可はできないんだけれども既設なんですっていうことを言いたいのかどっちなのかを確認させてください。
1:36:18	え。
1:36:20	はい処理場のヨコボリですけども、こちらですね、
1:36:24	既設牧認可というわけじゃなくてですね、もともとある、
1:36:31	ものなんですけどそういうそういう意味での季節になってまして。なので今回しっかり申請をさせていただいているものでございます。
1:36:39	設工認登録はされてないものってことですね。
1:36:45	はい。
1:36:46	はいそうするとここに出てくるっていうことはそのSE本対策上、
1:36:53	もうこれがないと何らかの機能が喪失されるっていうものなんでしょうか。
1:37:02	はい。処理場のヨコボリですけども、こちらはですね溢水SEとか 35 条関係の管理区域外漏えいですね、それを防止するための堰または経営者というものになります。ということですね。
1:37:17	ちなみに次のページでは、
1:37:22	墓石の使用っていうことで容積を明記していて、材料塗装もあって、
1:37:29	ソフトの関係で 16 ページ側、これ申請書本文こうなってるのは知ってるんですけども。
1:37:37	仕様を明確にする必要がないのはなぜなのか教えてください。
1:37:42	処理場のヨコボリですけども 17 ページのですね、仕様明確に容積とか材料とか塗装とかそういったものを書いているところ、これはですね。
1:37:54	今回かさ上げ工事をするということで、堰の仕様をこちら具体的にちょっと書いてるんですけども、16 ページの方は、既設のもノーでございまして、
1:38:09	別のところとかですね、検査としては、その塗装とかですね、そういう下面とかの増とかそういった部分の確認はします。けれどもここはあくまで、
1:38:21	募集するための堰を設けるという観点で、ここに関谷経営者があるというようなことを示す、そういったものがあれば管理区域外への漏えいを防止することができるということで、
1:38:34	詳細なCEOとかですね、そこは記載していないという違いになります。
1:38:40	規制庁伊藤ですありがとうございます。そうすると

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:44	管理区域外漏えいがするかしなにかってというのはある程度の漏洩量を想定した上で、この席の高さで十分なんだっていうことを説明することによって基準を満たすかどうかはわかるんだと思うんですけども、そこはどう考えているんでしょう。
1:39:24	処理場のヨコボリですけども、
1:39:28	まず関野拡大防止の観点そういった塔槽類関係ですかねその周辺部に設ける堰についてはしっかりその中で閉じ込められるように、
1:39:39	ホセキ容量を確保するというので考えておりました管理区域外漏えいのところはですね。
1:39:46	費もう非常に広い中でもございまして、また開口部等から地下に流れるケースもあったりということもありますので、
1:39:57	ここについては、その出入口というかですね境界のところに、
1:40:01	関谷経営者がまずあればですね、階級機械漏えいは防げるということで、
1:40:08	葬祭の評価までちょっと行ってないのが実態でございます。
1:40:13	増え、規制庁井藤ですけどもこういう理屈だから、拡大、管理区域外にはあるのあれでないんだっていう考え方を表現しきれてないのではないかなっていう気がしますのでちょっとそこは検討いただくと良いのかなと思っています。
1:40:33	廃処理場ヨコボリですけども。承知いたしましたちょっとその辺の整理をさせていただいて、改めてちょっとご説明させていただきたいと思います。
1:40:43	はい続いてちょっと違うページなんですけれども。
1:40:48	ここまで具体的な設計のあるところ、申請書にも書かれてるところは設計仕様として計上権って書いていただいていますね。
1:40:59	今回の青字で追加いただいている 23 ページの 11 条なんかのところは、これはもう、
1:41:05	設計条件になるんですかね、とかどういう記載になるんでしょう。多分これ
1:41:13	枠内で書いてあるのは、そのキャンプ受書類とし、補正した時に添付書類として基準適合性の考え方としてはこういうことを書きますっていう。
1:41:23	意味合いでの表現なのかなとも思っていて、そうすると申請書本文で書こうとすることは別にあるのかなと推測したんですけども。
1:41:41	はい処理場のヨコボリですけども、そうですね伊佐おっしゃられた通り、この 23 ページのところ適合性の説明のところは添付書類での記載になってございます。
1:41:53	本文の方では、基本的に関谷経営者まだライニングの話、そういったものを試験検査という観点というそういったものを設ける設計ということで、
1:42:05	記載を本部の方にはしております、
1:42:08	その試験計算のところについては、本文の試験、検査のところに記載をしているというものでございます。一方でまた書き以降のところ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:19	今おっしゃられたのかなとも思うんですがまず、そういったことでよろしいですか。また、また書きというよりは
1:42:30	11条のところは試験検査側、工事の方法の試験検査のところだけに書いているんでは、
1:42:38	ないんじゃないのかなと思って、まず、その手前の設計条件か何かに、
1:42:45	これまでのこの申請の例では書いてなかったかなと思って本文ってどこなんですかって質問の仕方をしたんですけど。
1:42:56	処理場のヨコボリです。えっとですねちょっとこれまで処理場の場合この11条の適合をしておかなかったんで、ちょっと一部施行に呼んで、11条適合1ヶ所だけありますのでちょっとすいませんその。
1:43:11	記載今パッと出てこないんで、そこをちょっと確認して、必要な項目をちょっと本文の設計条件また設計仕様の方に、
1:43:19	ちょっと追記を考えたいと思います。
1:43:23	はい規制庁伊東ですほかの例、過去の例も踏まえてですね。
1:43:28	しかるべき申請書になればと思うので、検討いただければと思います。
1:43:34	ちなみにこの23ページの
1:43:37	では、設計者の場合ですね異常がないことですが、以上っていうのは何を以て異常を判定するのでしょうか。
1:43:50	どういう状況が異常なのか。
1:43:53	という判定基準が出た分、
1:43:58	判断できるんだと思うんですけども。
1:44:10	はい処理場のヨコボリですけども、割れてしまうこの貯槽をですねまずその漏えいしがついとかっていうことも含めて、そのための貯層だったりをしておりますので。
1:44:21	そういったものに対して、有害な亀裂等ですね、そういったものがないことの確認をもって健全であるというふうな判断をしたいと考えております。
1:44:35	外観にその亀裂等のっていう、多分具体的な多分入るのかなという気がするのでちょっとそこも合わせて
1:44:44	検討、具体的な検討いただきたいと思います。
1:44:55	それから、ちょっとまた別の話でして24ページなんですけれども、20ページからなんですけれども、
1:45:04	19条の1個下の枠を一方の上から3行目で、先ほどからの説明の中でも、
1:45:13	設備が停止したとしても、その処理は自然沈静化に向かっているというその沈静化っていうのが、
1:45:19	労働ある処理施設の処理の例等という状況なのかっていうのはこれはヒアリング資料でいいと思うんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:29	整理をして示していただければと思います。
1:45:33	具体的にどういうことなのかってのがわかれば結構です。
1:45:39	はい、承知いたしましたそちらのヒアリングで、例というかですね、示した方で具体的な形でお示しをしたいと思います。例えば今口頭で簡単にご説明すれば、
1:45:51	例えば溶融処理みたいなものですね、例えば用意、そういったものもですね、設備が停止すると、その中で、
1:45:58	もう自然と冷え固まっていくと、放射性物の放出も止まってというような形で、議事録に向かっていくと、そういったイメージのものになりますのでヒアリングでちょっと資料を作って説明させていただきます。
1:46:10	わかりました。大体イメージしてる通りだと思ってますので、はい。よろしくお願いいたしますします。
1:46:18	それとちょっとすいませんいろいろあって、26 ページの 35 条の下の枠の 2 項のところですかね。
1:46:32	これは、
1:46:37	まあそうそう。しかしながらその許可整合の観点から、
1:46:42	必要確認する必要があることから、というのは、
1:46:48	これ 35 条 2 項の 2 項は、旧基準から要求が変わってないところだと思うんですけどもそこは認識は合ってますか。
1:46:59	はい。処理場のヨコボリですけどもそこははい。許可旧基準からの変更はない条項ということで我々も認識しております。
1:47:10	はい。その上で、今回 35 条の、
1:47:14	2 号を申請対象としようとしているという理解なんですけれども。
1:47:22	その設計に変更があるから、もう一度示させてはいけないということではない。
1:47:28	結構ですかね。
1:47:31	ちょっとなぜなのかというのが、もう一度確認したいと思ひまして。
1:47:37	はい。処理場ヨコボリですけども、衛藤設計に変更は、おっしゃる通りございませんで既設の設備になっておるんですけども。
1:47:49	例えば関井の容量とかですねそういったもの全量受けられるとかっていうのは、
1:47:56	今回の新規制基準の許可の中で、新たにというかですね我々地域を記載をしたものになっておまして、その許可の整合から考えれば、その最大容量を受けられると、というようなところはですね、これまでの設工認でも当然、認可を取得してるようなものでもない
1:48:16	確認してるものでもございませんで、
1:48:18	そういった観点で今回申請をさせていただいているというものでございます。
1:48:25	はい規制庁井藤ですけども

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:29	最大容量を受けられる設計になっていることはそうそういう宣言はしていないけれども過去の設工認、
1:48:38	認可の申請の内容は、そういう設計になってるんですね。
1:48:45	まずそこを教えてください。
1:48:48	はい。処理場ヨコボリですけども過去の認可の中ですと、その容量を全量受けられるとかですねそういったも能の確認は行っておりません関藤総理の周囲に籍があるということで席を設けるということ。
1:49:03	実際席を設けているんですけども、この容積容量を受けられるとかですねそういったところに触れている形で認可を受けているものではないというのは、
1:49:13	現状でございます。規制庁伊藤ですが席はあるけれども、
1:49:19	例えば設計仕様として何立米の席であるっていう内容にはなっていないってことです。
1:49:27	はい、おっしゃる通りです。
1:49:29	わかりましたわかりましたわかりました。ありがとうございます。
1:49:37	すいませんほかありましたら、さんからよろしく願います。
1:49:51	大村さん、今日はいい。
1:49:59	規制庁が分かれたでしょうか。
1:50:11	えっとですね、この後葛西が残ってるんですけども、ちょっと課題をやる時間は、さすがにないので、
1:50:19	また次回設定したいと思います。
1:50:24	ちなみに、すいません。
1:50:28	9月19日の火曜日の午前というのはいかがです。ご都合いかがでしょうか。
1:50:46	はい処理場ヨコボリですけども、
1:50:49	江藤すいませんすぐ確認してまたおオウチか出水で回答しますけど、多分大丈夫だと思うんですけどもちょっと確認させてください。はいわかりました。
1:50:59	へえ。残り時間で、あと何を。
1:51:11	ねこの前ちょっとお話があつて、
1:51:14	第3点の安全弁のところなんですけれども、スレーパーの大木さんにご連絡しましたけれども、また次の審査会合で改めてご説明をいただくということですけども。
1:51:31	ちなみにこの安全弁は、
1:51:35	何かいい言い方よくないかもしれんけど、なくても、インターロックがあるので、
1:51:42	基本的には大事には至らないっていうそういう理解でよろしいでしょうか。
1:51:50	はい処理場のヨコボリですけども、大きく言えば、もう本当にその通りでして、先ほどの溢水の説明でもさせていただきましたけども、インターロックでヶ月が停止したり、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:05	すればですね、自然と冷却されて鎮静化していくようなそういった設備になっておりますので、
1:52:13	まずインターロックが先に作動しますので、
1:52:17	というものになります。なので認識しておっしゃる通りです。
1:52:21	はいありがとうございます。なので牧旧基準の時には、何か自主的な設備っていう そういう、
1:52:29	位置付けではあったというそういうことですね。
1:52:35	はい。審査会合の場でもそのようにご説明をさせていただこうというふうに考えて おります。わかりました。
1:52:43	なので審査会合で説明していただくのはどうして旧基準の時、
1:52:50	等は設工認の
1:52:55	該当部分でなかったかっていうことと、
1:52:58	今回、どうして新しく、申請することになったのかっていうその考え方を明確にお示 しいただければ良いかと思っておりますので、
1:53:14	そちらについても、ご準備を、説明のご準備をお願いいたします。
1:53:20	何かございますでしょうか。
1:53:26	あります。はい。ほぼ、ちょっと時間ですので大体この辺までにさせていただき たいと思いますけども処理場側から何かございますでしょうか。
1:53:39	すいません症状から、今の件なんですけれども、江藤節審査会合でご説明させて いただく中でちょっと資料としては、この間、1度ご提出してご説明したものをちょっ と
1:53:53	いただいたコメントの観点でリバイスかけたもので説明させていただこうと思うん ですけれども。
1:53:58	当審査会合の第2回の審査会合のコメント回答の方の一覧の中に、コメントとし て追加をして、回答資料として、
1:54:09	そこにつけた形で、その一部として説明をするということでよろしいでしょうか。は い。それで結構ですのでよろしく願いいたします。
1:54:18	はい承知しました。そのように準備させていただきます。その他処理場からはござ いません。
1:54:24	はい。すいません、1件だけちょっと伊藤ですけれども、補足でさっき11条の話 で、他の施設の例を見てっていう言い方をちょっとしましたけれどもちょっと訂正さ せていただいて。
1:54:37	工事の方法の試験検査のところは、使用前確認の観点で書かれているところなの で、
1:54:45	11どっちかっていうと定時検とかで、どういう運転段階においてどういう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:51	方法で、機能維持の確認をするかっていうことなんでちょっとそこは分けて、本文の記載を検討してくださいということでお願いします。
1:55:01	はい処理場ヨコボリです承知いたしました。
1:55:06	はい。以上です。
1:55:08	はい。規制庁の荒川です。今日はアライの管理施設も参加されてると認識しているんですが、
1:55:19	今日溢水のお話の中で一番最初に話をしたですね、許可でどこまで整理がされているのか、一つはその対象設備の話と、
1:55:32	あとの1水源の話をしたんですけども、アライの方は、どこまでその許可で議論をされ、決まってるのかってのはちょっと。
1:55:43	教えていただけますでしょうか。
1:55:46	一斉の要件はない。そうなんですか。
1:55:53	らい一廃棄物管理施設今井です。はい。
1:55:59	管理施設におきましては、溢水に関わる要求事項がございませんので、はい。閉じ込めの観点で貯槽。
1:56:11	柵木Dピットをそのような評価をさせていただきます。
1:56:16	わかりました。ありがとうございます。
1:56:19	そしたら、今日は溢水で終わってしまいましたが、ちょっと申し訳なかったですね。次回はまた葛西やりたいと思っておりますのでまた参加していただいでですね。
1:56:29	今後の、また資料の修正とか作成に役立てていただければというふうに思いますのでよろしくお願いします。
1:56:40	はい。承知しました。
1:56:44	はい。ではこれで本日のヒアリングを終了いたします。ご参加ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。